

令和8年3月（第1回）定例会 産業建設委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第30号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件外10件について、付託されました産業建設委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第30号から第37号まで、第41号、第42号及び第47号の11件については全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第30号宇部市火入れに関する条例中一部改正の件です。本案は、宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例の一部改正により、林野火災予防の実効性を高めるための林野火災注意報及び林野火災警報の発令に関する規定が新設されたことから、火入れの中止に関する規制を見直すものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた質疑を申し上げます。

まず、林野火災注意報と林野火災警報の違いについてただしたところ、林野火災注意報は、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合、又は前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で乾燥注意報が発表されている場合に発令されるものである。林野火災警報は、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発令されることがあるものであり、いずれも1月1日から5月31日までを発令対象期間としているとのことでした。

次に、本条例における罰則の有無についてただしたところ、本条例には罰則の規定はないが、消防法において、林野火災警報が発令されたとき、たとえ害虫駆除等のため雑草等を焼却する行為の許可の期間中であっても、火の使用制限に違反した者に対し、30万円以下の罰金または拘留に処することが定められているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたと

おり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件についてです。

本案は、宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の建築工事の遅れによる供用開始の遅延に伴い、施行期日を変更するとともに、当該施設の設置について見直しを行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

本施設の駐車場と市役所の駐車場のシステムを共通化することへの考え方についてただしたところ、駐車場の利用料金収入が本施設の主な収入源となることから、現時点では共通化しない方向で本施設指定管理者と協議を進めているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

なお、本案に対する審査の過程におきまして、一部委員から市民の立場からすると市の建物という認識で来場されることから、駐車場のシステムを市役所と共通化することで本施設の利用率向上にもつながるとして、再考を求める要望がなされたことを申し添えます。

次に、議案第37号宇部市下水道条例中一部改正の件についてです。

本案は、受益者負担の適正化を図るため、手数料を見直すものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、排水設備業者が市の指定工事店の指定を受ける際の審査手数料について、新規申請は1万5,000円、更新申請は7,500円とするとのことだが、手数料の改正額の根拠についてただしたところ、事務手続1件当たりにかかる時間からコストを算出したものと、宇部市行財政改善委員会の報告書で示された50%増を勘案して決定したもので

あるとのことでした。

次に、県内他市との比較についてただしたところ、新規申請については下関市が最も高く3万円、長門市が2万円、その他の市は1万円または5,000円となっている。更新申請については下関市と美祢市が最も高く1万円、その他の市は5,000円または3,000円となっているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、産業建設委員会の報告を終わります。